

## 【議事内容】

文化審議会文化財分科会企画調査会（第13回）

1. 日 時 平成29年11月7日（火）15：30～18：00
2. 場 所 中央合同庁舎7号館東館（文部科学省）3階 1特別会議室
3. 出席者 委 員 山本会長，矢ヶ崎会長代理，岩崎委員，亀井委員，鬼頭委員，  
金野委員，齊藤委員，田辺委員，中川委員，西村委員，原委員，  
半田委員，藤田委員（計13人）  
文化庁 中岡文化庁次長，山崎文化財部長，熊本文化戦略官，山下内閣  
官房審議官（文化庁文化経済戦略特別チーム 副チーム長），高  
橋伝統文化課長，大西記念物課長，植木伝統文化課戦略官，軸  
丸文化財保護調整室長，菅野伝統文化課課長補佐，村上文化庁  
地域文化創生本部研究官（計10人）
4. 議事等

【山本調査会長】 それでは定刻になりましたので，ただいまより第13回文化審議会文化財分科会企画調査会を開催させていただきます。

1週間飛びましたけれども，またまとめに向けてよろしくお願いいたします。

開催の前に，皆様，お聞きになったかもしれませんが，10月30日にNHKのラジオの番組でこの問題を報道したいという依頼がありまして，私と半田委員が出させていただきました。先方は活用というのに非常に関心があったと思うんですけれども，私としては議事録を全部読んでからちゃんと企画してくださいと週末にお願いして，ディレクターの方は休日潰して，ちゃんと議事録を読んでもくれたようでして，活用の面も話をしましたけれども，文化財そのものの持続していく社会的基盤が非常に劣化していて，それをしっかりし

ていくことが今の時代の転換期の使命じゃないかということと、そのためにも価値を認識していただくために、活用といたしましょうか、公開といたしましょうか、そういうことをやるということが大事なんじゃないかという話をしまして、半田先生は事物に照らして丁寧にその問題についてお話しいただいたんじゃないかと思います。

1回だけに終わらずに、議論は持続しているので、是非、次の企画もちゃんとやってねとお願いして終わったんですけれども、そんなことですが、社会的にも注目されておりますので、我々としても気を引き締めて最後のまとめに入っていきたいと思います。

まずは、きょうの配付資料の確認をお願いいたします。

**【菅野伝統文化課課長補佐】** 配付資料の確認をさせていただきます。

まず、資料につきましては、資料1-1、1-2とあります。1-2の方は少し短めの資料になっております。それから、資料2は縦向きのホチキスで留めてある白黒印刷のものとなっております。

参考資料に関しましては、1番から6番までございます。机上に関してはお手元のファイルの中にとじてございます。

何か不足のものございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

**【山本調査会長】** よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事の1でございしますが、中央教育審議会における文化財保護の所管に関する議論についてでございます。

先日、10月30日に中央教育審議会の特別部会が開かれまして、亀井委員にも御出席いただき、この検討が行われたということでございます。部会の議論の状況につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

**【菅野伝統文化課課長補佐】** そうしましたら、資料1-1を御覧いただけますでしょうか。この資料に関しましては、中央教育審議会での検討の状況ということで、10月30日、中教審の地方文化財行政に関する特別部会における配付資料となっております。一番上が10月30日に取りまとめ案の形ということで提示された資料でございまして、現在、状況としては10月30日に座長預かりという形になりましたので、それで修正の作業が行われているというのが今の状況です。

簡単にこの特別部会まとめの資料に関して御説明させていただきますと、まず、一つ目が検討の背景ということで、これまでの地方教育行政関係の法改正や制度的な経緯でありますとか、平成26年の教育委員会制度の抜本的な改革のときの議論の状況、また文化審議

会文化財分科会企画調査会における検討が開始されているといったような状況が書かれております。

それから、2番が地方文化財行政の現状と課題についてという項目になっておりますけれども、この中には、今、文化審議会企画調査会で文化財保護制度全体として見直しを行っているということ、一方で文化財保護に関する所管については教育委員会制度に関わることであるということ等を踏まえて、この特別部会では地方公共団体で実際に文化財行政に携わっている立場の方からの視点というのを中心に議論しているということ、そして、その下に平成25年の文化審議会文化財分科会企画調査会報告の中で、専門的・技術的判断の確保等といったような担保すべき観点が提示されているということ等を御紹介いただいた上で、どのようにこれに対応していくかということにも留意したということが記載されてございます。

その下に関しては、発表された意見の概要ということで、前回、10月30日も多くの意見を発表されておりましたので、このあたりは更に充実されると伺っているところです。項目としては、発表された意見の(1)が文化財保護に関する事務を地方公共団体の選択によって首長の権限の下に置くことを可能とすることに関する意見ということと、それから1枚おめくりいただきまして、(2)が文化財保護に関する事務を首長の権限の下に置く場合に留意すべきことに関する意見というような形になってございます。

それから、3番が地方文化財行政の在り方についてという項目ですけれども、この部分が結論の部分なのかなというふうに考えておりますけれども、この中で地方教育行政の組織及び運営に関する法律上、現在は、教育のほか、文化、スポーツ、学術といった幅広い事務がありますけれども、教育委員会でも地方自治体の中で様々な部局と連携し、協力と調和を図りつつ必要な事務を行っている。地方文化財行政に関しては、教育委員会が管理・執行するということが法定されていて、教育委員会の職務権限となっている一方で、文化財保護を除く文化に関する事務に関しては、既に首長が担当できることを選択できるようになっているということ。しかしという段落ですが、各地方公共団体においても、地域の資源を活用した地方創生に取り組む機運が高まるなど、地域に存在する文化財を積極的に活用した地域づくりが進められるなど文化財を取り巻く社会状況も変化している。また、近年、文化財に求められる役割がますます増大していることにより、景観・まちづくりや観光などの他の分野も含めた総合的・一体的な取組への需要が急速に高まっており、地方公共団体から、地方公共団体の選択によって文化財保護に関する事務を首長部局の下に置

くことが可能となるよう制度改正を求める声が上がっている。文化財保護に関する事務については、引き続き教育行政部局が担当することを基本とするが、社会状況の変化や地方公共団体から上記のような声が上がっていることに鑑み、景観・まちづくり等の事務との総合的・一体的な事務の管理・執行を考慮し、各地方公共団体が文化財保護に関する事務をより一層充実させるために必要かつ効果的である場合に、条例により首長が文化財保護に関する事務を担当することを選択できるような制度とするべきである。ただし、その際には、文化財は国民の貴重な財産であり、一旦滅失、き損すれば原状回復が不可能であるといった特性があることから、平成25年の文化審議会文化財分科会企画調査会報告で示された四つの要請を担保できることを条件とすべきである。これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の方策の改善を検討するに当たり、以上の点に留意した制度設計がなされ、地方公共団体においてそれぞれの実情に応じた適切な取組が進められることを期待するといったようなものになっております。

その後ろに付けております資料は、10月30日の会議で配付された資料として、各委員からの御発表もございましたので、参考でお付けしております。

続きまして、資料1-2を御覧いただけますでしょうか。資料1-2でございますけれども、先日の10月30日の議論の状況を事務局の方において簡単ではありますが、書き起こしをさせていただきます。イメージとしましては、資料1-1で今、御紹介した文章の中に10月30日の議論の結果が更に追記されて仕上がっていくというような形になるかと思われま

す。

では、資料1-2を御紹介させていただきますと、一つ目、事務の所管を選択性とする事には賛成。首長部局が所管するにあたっての留意事項としては、教育委員会と首長部局の連携協議会の設置や、自治体全体の文化財保護に関する計画（歴史文化基本構想等）の作成等が考えられるのではないかと。

二つ目、教育委員会と首長部局のいずれでも対応は可能と思われるが、移管する場合の留意事項として、開発と保存とのバランスの確保、移管する場合は文化関係業務の全てを移管すべき、またふるさと教育には文化財の位置付けが大きく担当職員の学校への派遣頻度が高いことから、学校・社会教育との連携確保が必要ではないかとの御意見がありました。

また、三つ目ですが、首長部局に移管する場合の留意事項として、首長部局への文化財審議会や文化財の保存・活用に関する附属機関の設置、学校教育や社会教育との連携が十

分に図られるような仕組みづくりが必要との御意見がありました。

また、続きまして四つ目でございますけれども、文化財には多額の費用を要するという  
ことで、予算の確保というのが非常に重要ということ。また所管の関係に関しても、どの  
部局であれば必要な予算を確保しやすいかといったような観点からも考えるべきではない  
かという御意見がありました。また、国も財源の確保に決意を持って取り組んでほしいと  
いう強い御意見があったところです。

また、その下ですが、首長部局で所管する場合には、開発行為の実施との調整がより懸  
念されると思われるが、議論の公開やプロセスの透明性の確保によって、その克服が可能  
なのではないか。また、プロセスの公開に当たりましては、文化財の価値を市民の方々に  
理解してもらうための専門家のサポートが重要ではないかという御意見もございました。

また、その下では、市民への周知、市民の理解を深めるということが非常に重要だとい  
う御意見がございました。市民の方々が理解を深めて、市民の方に御提案いただくような  
方法で文化財に親しむようなイベントを実施しているといったような御紹介がありました。

また、その下ですが、専門家の方々の質の確保であるとか、文化財、時代とともに様々  
発展してきておりますので、専門家の人材育成や確保といったことが重要だというような  
御意見がありました。

また、一番下ですけれども、自治体の選択によって移管する場合には、各地方公共団体  
で特色ある取組というのはいろいろとなされていくだろうというような中で、そのような  
取組の成功事例の発信や共有ができるような仕組みがあるとよいのではないかと  
いった御意見がございました。

これらの御意見と最初に御説明した資料1-1、こういったものを併せて今、座長預かり  
になっておりますので、その修正の作業が中教審において実施されているということでご  
ざいます。

**【山本調査会長】**      ありがとうございます。

今、お話ありましたように、部会のまとめについては部会長一任ということで、現在、  
30日に出されました意見を基に作業が改めて行われているということでございます。取り  
まとめができましたら、また事務局より報告することにしたいと思いますので、よろしく  
お願いいたします。

よろしゅうございましょうか。亀井先生、何かございますか。

**【亀井委員】**      文化財保護の事務の所管を教育委員会に置くか、あるいは知事部局、首

長部局に置くかということですが、これに対して、こうであるべきという意見はなくて、基本的には教育委員会の方に置いてもいいんですが、自治体の実情に応じてそれぞれ考えればいいんじゃないかというような非常に緩やかな感じでしたね。ただ、その場合に、やはり学校教育、特に幼年教育とか地域の社会教育等の関係からすると、やっぱり文化財の持っている力がふるさと意識を醸成するためには大事なことなので、学校教育との連携がうまく行くような仕組みを作ることが一つと、それから四つの要件を確保する、それが非常に大事だということは共通した認識でありました。

問題なのは、例えば必置とすべき地方文化財保護審議会の構成員たる専門家の確保がどれだけできるか。大都市、あるいは大学があるようなところではいいんですけれども、千何百ある自治体のうち、例えば非常に山の中の自治体でそういう人がいるかということ、なかなかないということもありまして、そのあたりの人材確保を含めるような形の仕掛けができればいいなということを私の方から言っておきました。実際、どうなるか分かりませんが、今までの事例発表を見ていますと、比較的うまく行っている事例のケースが多かったようでございます。そういう人を集めて議論したということもあるんでしょうけれども、総じて選択性、自治体の自主的な判断に任せればいいんじゃないかという意見に終始したと思います。

以上です。

【山本調査会長】 ありがとうございます。

何か御意見ございますか。よろしゅうございましょうか。

それでは、議事の2番目、企画調査会の取りまとめ案についてに移りたいと思います。

中間まとめ以降に行ってきた個別の論点の検討を踏まえて、事務局にて取りまとめ案を作成していただいております。資料が大部にわたりますので、議論の都合上、前半と後半に分けて行いたいと思います。まずは、冒頭から12ページの個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充の手前までを前半、それ以降から最後までを後半にしたいと思います。

それでは、事務局から御報告をお願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 では、早速、資料2を御用意いただければと思います。

まず、資料2の表紙でございますけれども、表紙を1枚付けましたということなのですが、文化審議会文化財文化会企画調査会、夏の時点で中間まとめとだけ書いてありましたけれども、きっと何か題名があった方がよろしいのではと思ひまして、これからの文化財の保

存と活用の在り方についてということで仮題で設定しておりますけれども、これについても何かありましたら、また御意見いただければと思います。

1枚おめくりいただきまして1ページですけれども、目次を挿入してございます。

それから、2ページ、検討の背景ということころですが、これに関しましては、中間まとめから余り大きな変動を加えてはおりませんが、23行目あたりからロジスティックな文化財分科会がいつ諮問を受けてどのように検討を実施してきたかといったような記載がございますので、これについては必要な更新をしております、例えば中教審でも教育委員会制度に関する内容であるので、中教審でも検討しているといったようなことについては書き加えさせていただいているところです。

3ページ目をおめくりいただきまして、2番、文化財の保存と活用に関する基本的な考え方、この部分も夏の時点でコンセプトを詰めさせていただいたところかと思っておりますけれども、この部分も大きな変動は加えていないという状況です。

それから、4ページを見ていただきまして、これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策ということで、この先がより具体的に記載されているところがございますけれども、今後検討すると中間まとめにおいて書かれていた論点を10月に一つずつ議論いただいたという状況でございますので、そのときの各回の検討の状況を追記したという状況になっております。

まず、4ページから始まりますローマ数字3番の1番目、総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化のところですか。(1)必要性と対応の方向性ということで、この部分は中間まとめの時点から、今の文化財保護に関してということで、これまで多種多様な文化財が守られてきた一方で、社会状況の変化によって、今後どのように文化財を守っていくのかということで文化財を幅広く調査・把握し、有形・無形を問わず、しっかりとその取組を進めていくことが必要であるといったようなこと、また、その際に市町村のレベルの中で地域住民とも緊密に連携しながら、しっかりと文化財を把握していく。そして、多くの地方、地域において人手不足の状況があるということも踏まえつつ、こういったしっかりと文化財の重要性を踏まえて専門的な人材、継続的に確保していくことの必要性ということが記載をされています。この部分ですが、これまで中間まとめでは市町村を中心に書いておりましたけれども、その後の議論で都道府県の取組ということも追記していこうということになりましたので、その趣旨で少し、もともと市町村となっていたところを地方公共団体に変更したりであるとか、国、都道府県という言葉を追記したりとい

ったような修正を加えております。

では、5ページを見ていただけますでしょうか。(2) 具体的な方策に入らせていただきます。具体的な方策、歴史文化基本構想を、「構想」にとどまらず、関係者がパートナーシップを結び具体的なアクションにつなげる「計画」として発展させるということに加えて、国・都道府県・市町村間の連携強化という表現や、地域住民や民間団体等の協力も得るといったようなことを書き加えさせていただきました。このため、地方公共団体の計画的な取組の実施を制度化し、国が計画を認定するなどその一定の関与のもと、計画に基づく主体的な取組を行っていくことが必要であるということです。

次に、国による指針等の策定等というところです。中間まとめの時点では市町村の計画が最初に記載されておりましたが、都道府県の取組というのもしっかりと入れていくことにしましたので、順番としては、最初に国の指針を入れまして、その後に都道府県、そしてその後に市町村という順番に変えてございます。国による指針等の策定等ということで、記載の中身自体は中間まとめの時点でコンセプトがまとまっていたかと思いますが、国が指針を策定するという、また、国が各地域における計画的な取組を促進していくということ、その際には人材の確保・育成というのが非常に重要だということで、研修等の実施もやっていくことが重要だといったようなことでもございました。

また、二つ目、都道府県による大綱的な方針・計画等の策定でございますけれども、これは追加的に10月に議論いただいた中身を加えています。最初の都道府県はという段落では、都道府県自身が文化財の指定を行ったり、市町村に対して広域的な観点で指導・助言・援助を行ったり、積極的な役割を果たしているということで、6ページに入ります、6ページ、1行目、このような状況を踏まえ、都道府県は、国が策定する指針等を踏まえて域内の文化財の総合的な保存・活用に係る大綱的な方針・計画——少し長くなってしまうので、ここでは大綱というように言葉を置き換えておりますが、大綱を策定することができることとし、後述の市町村地域計画の策定においても都道府県の大綱を踏まえることが有効であるとししました。都道府県の大綱には、都道府県としての取組の方針、保存・活用のための措置、災害発生時の対応、域内の市町村による計画策定への支援方針、この中には計画未策定の自治体への支援も含むということ、それから都道府県の関係部局との連携などを盛り込むことが考えられる。都道府県が大綱を策定した場合、国や関係市町村に送付してその共有を図っていただくということと、またの段落ですが、市町村による文化財の総合的な把握に関しては、域内全体として文化財の把握が着実に進むよう、都道府県が、市町

村の取組状況を適切にフォローすることが期待される。例えば、市町村による総合把握の調査結果について情報を集約し整理するとともに、総合把握が進まない市町村について都道府県によるさらなる支援の実施を検討することなどが考えられる。

次の項目です。市町村による文化財の総合的な保存・活用に係る計画の策定。ここ、もともとは基本計画という表現で仮称しておりましたが、都道府県の大綱が入りましたので、そちらとの区別のため、市町村の計画は市町村地域計画（仮称）というふう書き換えさせていただいております。市町村は、国が示す指針であるとか、都道府県が大綱を作成している場合には、その大綱も踏まえながら、そういった市町村の地域計画を立てていただくということ。その際、地域に所在する文化財を、未指定も含めて、地域住民、研究者等の協力も広く得ながら、総合的に把握し、調査をしていただくということが書いてあります。

この下は市町村地域計画に関して、より具体的に記載しております。一つ目の項目が市町村地域計画への記載事項ということでございまして、これは中間まとめの時点でも書き入れていたところですが、32行目の後ろから保存・活用のために必要な措置という言葉がありまして、この中の括弧、例えば調査の実施、防災・防犯対策、目録やデータベース等の管理、文化財の修理・整備等、所有者への支援、学校教育・社会教育との連携、普及啓発、地域振興等への活用方策などというところで、この必要な措置の中身が重要であろうということで、これに関しては議論の成果を踏まえて追記をさせていただいております。さて、次のページをおめくりいただけますでしょうか。7ページ、4行目、なおの段落ですが、計画に記載すべき事項は引き続き整理した上で、国の指針等において示すことが適当であるということに記載しております。

次の項目、市町村内に所在する文化財の把握及び対象となる文化財、この項目には市町村の方で実施いただく総合把握について、注釈的に書き加えております。市町村地域計画の策定は、域内の文化財の総合的な把握を通じて見えてきた課題等を踏まえて行うことが重要である。その際の段落で、パブゴメ等でも質問等ありましたものを加えておりますけれども、まず、美術工芸品など所在地の変更が生じる文化財に関しては、基本的には所在する市町村における計画の対象となること、また、無形文化財や天然記念物のように地域が必ずしも指定されていない文化財についても、当該文化財との関連の深い地域でそれぞれの特性、実情によって計画に積極的に位置付けられることが期待される。博物館等の収蔵機関が収蔵する文化財も、基本的には収蔵機関が所在する市町村における計画の対象

となり、当該機関とも円滑に連携して計画が策定されることが望まれるといたしました。いずれにしても、それぞれの状況に応じて効果的・弾力的に取り組むことが重要であるということで、ここは飽くまで基本的な考え方、その上で効果的、弾力的な取組を期待するという構成にしております。

続いての項目が、計画の期間、それから定期的な評価・見直しでございます。まず、計画期間ですが、中長期的なものにしましょうというところまでが中間まとめでの議論でございましたが、概ね5年から10年程度など、中長期的なものとするのが適切であると考えられるが、地域の実情に応じて設定することが望ましいというように、5年から10年という一定の数を示してみました。また、計画期間中においても、その内容について、定期的な評価・見直しを図ることが必要であるという記載の次に、ヒアリングでも御意見出しておりましたので、計画策定時に計画期間を超えて継続する内容と定期的な更新を要する内容等を区分するなどの工夫をしておくことが必要であるということ、また、これらについて、国の指針等の中でも考え方を整理する必要があるということに記載しました。

続きまして、計画の策定手順でございます。最初の段落ですけれども、これは市町村において協議会を組織していただいて、その協議会が計画の策定変更であったりとか、計画実施に係る連絡調整を行っていただいたりということでございます。協議会の中にどのような人が参画するかということが7ページから8ページ目にわたって記載されておまして、文化財担当だけではなくて、教育や景観・まちづくり、地域振興の担当などといったようなところとも連携してくださいということが中間まとめでも記載をされておりました。その次、またの段落に関してですけれども、協議会以外の計画策定の手続についても少し追記をさせていただいております。また、計画に個別に文化財に係る具体的な措置を盛り込む場合には、当該文化財の所有者や保存会等との調整が必要であるほか、地域住民の声も適切に反映することが望ましい。加えて、専門的・技術的な判断等を担保するため、文化財保護法に規定されている地方文化財保護審議会の関与が必須である、必要ではなくて必須であるという形にしております。地方文化財保護審議会は、条例に基づいて文化財の保存・活用に関する重要事項について調査審議する役割を有しており、計画の策定・変更に関しては、地方文化財保護審議会へ諮問し意見聴取することが適当であるとしてきました。

続きまして、総合把握された文化財の価値づけということで、これはコンセプトとしては中間まとめの時点でまとまっていたかと思っております。総合把握された文化財を国・都道府県・市町村、それぞれのレベルでしっかりと価値づけをして守っていくということが重要

であるということ。また、登録の文化財とするということも積極的に用いていこうということ、また、現時点では明確な価値づけが困難な場合も、地域の実情に応じてしっかり取り組んでいきたいと思いますということが記載されています。

次の項目ですが、国による認定に関してでございます。市町村は、都道府県を経由して国に市町村地域計画の認定を申請することができ、国は、一定の要件を満たす計画を認定する仕組みを設けることが適当である。この認定の要件としては、計画の実施が地域における文化財の総合的な保存・活用に寄与することや、当該計画が円滑かつ確実に実施されるものであることなどが考えられ、国の指針等にも沿った内容となっているかを確認して認定することが適当である。また、計画に基づく取組の実施状況に関して国が報告を求められることができるようにするとともに、計画期間中に要件に適合しなくなった場合は認定の取消しもできることとするなど、国が適切にフォローする仕組みとすることが適当である。

1枚おめくりいただきまして、9ページに入ります。市町村地域計画が認定された場合の制度上の効果、これに関しては二つということで10月に検討していたかと思えます。その二つのうちの一つ目が国に対する登録の提案ということで、登録文化財の制度の段落は登録文化財制度の趣旨等を記載しているところです。次の段落、14行目からですが、このため、計画を認定された市町村は、当該計画に記載された未指定文化財のうち、地方指定を行うものを除き、国に対し、登録文化財とすべき旨を提案できることとする。なお、現行制度上、国の登録時にはあらかじめ関係地方公共団体の意見聴取が必要であるが、この関係地方公共団体の意見聴取については、脚注の3番でより詳細に書いておりまして、提案を受けて登録する物件にはこれを不要とし、円滑な事務の推進が図られることが望まれる。また、提案した市町村は、国による登録後も、市町村指定の検討を含め、当該文化財の保存・活用に積極的に関与していくことが必要である。

計画認定の場合の制度上の効果のマル2番、必要な事務体制のある一般市・町村への手挙げ式の権限以上（国指定等文化財関係）、国の認定を受けた市町村地域計画の実施に当たっては、当該市町村が主体的に取組を進めやすい環境の整備が望まれることから、国の権限の地方への委譲を更に推し進めることが考えられる。その一方で、文化財に係る事務は専門的・技術的判断を伴うものであり、市町村における専門性をもった人材の不足等の課題もある。このため、委譲した場合の事務の適切な執行や必要な体制の確保、委譲に関する市町村の移行などを踏まえた仕組みとする必要がある。権限委譲の内容というところがありますけれども、10ページを御覧ください。現在、国指定文化財に係る文化庁長官の権限

の一部が、事務の性質に応じて地方公共団体に委譲されている。市への委譲については、指定都市・中核市までの委譲や全ての市までの委譲などと事務の性質に応じて分かれているが、町村には委譲されていない。このような仕組みは、地方公共団体の事務体制に配慮したものであるが、大規模な市町村でなくても、文化財保護に手厚く取り組んでいる地域もある。このため、計画を認定された市町村における事務体制が整備されていることを条件に、現在は権限の委譲先となっていない市町村にも、当該市町村の意思により委譲先として追加することが適当である（手挙げ式の権限委譲）。

委譲できる権限の範囲、文化財に係る専門的・技術的判断の必要性を踏まえ、委譲の対象範囲は、現在も「市」ないしは「中核市」まで委譲されている以下の事項とする。これにより新たに委譲が可能となるのは、「一般市」ないしは「町村」となる。委譲された事務については、既に委譲されている事務と同様に国の基準等に基づいて運用されることとし、判断に迷う場合の事前相談の徹底など、国や都道府県との緊密な連携が必要である。また、委譲する場合の要件については、計画の申請の時点で当該計画に専門的職員の確保及び研修受講等に関する記載を求めることなどが考えられ、国の指針等の中でそのことを明記しておく必要がある。

参考としまして、今回のこういったところを委譲先としてできるようにしようといったことの背景になっている、現在市まで委譲されている、事務についてですけれども、一つ目の白丸、現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可・その取消し・行為の停止命令（重大な現状変更又は保存に影響を及ぼす行為は除く。）ということで、より具体的には重要文化財建造物と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件で建造物を除くものの現状変更等、これは現状としては中核市まで委譲されております。また、二つ目が金属・石又は土で作られた重要文化財の型取り、これも中核市までとなっております。史跡名勝天然記念物の現状変更等のうち重大でないものであって行為の内容が定型的であるもの。これ、具体的な内容に関しましては政令の中で限定列挙されております。これに関しましては、全ての市まで委譲されております。また、重要文化財の所有者以外の者による公開の許可に関しては、中核市まで現在委譲されている権限になります。

続いては、市町村の地域計画の各論の一つでございましたけれども、民間の推進主体となる団体の位置付けでございます。文化財については、これまでも、所有者や所有者を支える地域住民・文化財保存会など、多様な主体による継承が行われてきた。市町村地域計画の実現に向けても、行政だけで完結するのではなく、各地域で活動する多様な民間団体

が共に計画の推進主体となり、地域が一体となって取り組んでいくことが大変有効である。このため、地域の文化財の調査研究、保存・活用などに係る民間の活動を積極的に位置付けた上で、民間と公共が、地域の目標や大きなビジョンを共有し、相互に補完しながら協働して取り組めるよう、市町村が、計画の趣旨に沿って活動する団体とパートナーシップを結ぶことができる仕組みを設けることが適切である。

基本的な枠組みとしまして、団体を指定する主体は市町村地域計画の策定主体である市町村、それから当該計画の中で団体の指定方針を明らかにし、団体が市町村に指定を求めること、また、市町村が団体の事業の実績であるとか今後の事業計画を確認して、計画期間中、中長期にわたりますけれども、継続的に連携していくことができるかどうかといったことを加味して団体を指定する。この際、一つの市町村が、複数の団体指定を行うこともあり得る。また、ここでいう団体については、10月の検討のときには、主には法人ということを想定しておりましたけれども、文化財の保存会であったり、研究者のネットワーク組織であったり、こういったものについても想定されるものの中に加えております。

団体の業務内容と市町村への業務報告等でございますけれども、団体の業務内容は、市町村の計画に記載された内容に合致するような業務ということになりますけれども、例えば所有者の方々から文化財の管理・修理等の相談や地域の文化財の総合的な保存・活用に関する事業実施、事業参加、自ら文化財を取得いただいた上で管理したり、調査研究したりといったようなことが想定される。またの段落ですが、団体の指定主体である市町村の方が業務の報告を聴取したり、改善してほしいといったような指導ができる、ないしは指定の取消しもできるといったような仕組みとする。また、国や都道府県も団体への情報提供であるとか指導助言ができることとすることが有効であるということに記載しております。

団体との連携の枠組みでございますが、2点記載しております、一つ目は市町村の判断で前述いたしました協議会の中に当該団体を加えるというのがあり得るということ、また2点目としては、団体が活動を進める中で、散逸の懸念のある史料であるとか経済的な理由などから解体されそうな文化財といったものを発見した場合などに、市町村に対して計画の枠組みの中にその文化財を加えることであるとか、必要な措置を講じることといったことを提案ができるということが考えられるといたしました。

続きまして、景観法等の他法令も活用した面的な保存・活用でございます。文化財の周辺環境についても、当該文化財の必要不可欠な要素として捉えて、保全する重要性が高い

ということ、12ページに行っていただきまして、文化財周辺の景観等に関して、景観法に基づき景観計画上でも位置付けるなど、まちづくり行政と並行して文化財の保存・活用が推進されるように整合を図る必要がある。

また、次が地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律における歴史的風致維持向上計画との連携でございます。有形・無形の文化財のある地域で市街地の良好な環境を維持・向上させる計画である歴史的風致維持向上計画について、文化財のマスタープランである市町村地域計画と歴史的風致維持向上計画の整合を図り、連動させて取り組むことにより、大きな効果が期待される。現在でも、歴史的風致維持向上計画の策定の際に歴史文化基本構想の策定を推奨していますが、今後より緊密な連携を呼びかけていくべきである。国は両計画の目的や役割を整理して示すなど、双方の計画の連携が円滑になるよう特に配慮する必要がある。

ここまででございます。

**【山本調査会長】** じゃあ、前半の今、説明されましたところにつきまして御意見を伺いたいと思います。最終盤の意見交換で成案にしていくことになりますので、お気づきの点、是非、御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

**【西村委員】** 西村です。

ちょっと分からなくなってきたところがあって。ここで市町村地域計画とおっしゃって、また、大綱というのが出てきて、こういうものを作るのは非常に重要だと思うんですけども、どんな具体的なイメージを持っておられるのかがちょっと伝わらないところがあって。今の表現を聞いていると、個別の建物とか個別の文化財の保存活用計画があって、それを束ねたみたいなもののように感じるんですね。それを総合的に未指定の文化財まで広げて一個一個やった、それを束ねたら、じゃあ、それ、市町村の地域計画と言えるのかと。大綱もそうなんですね。じゃあ、大綱って文章なのかとか、具体的なイメージがちょっと伝わらなくて。

私を感じていた計画というのは、もう少し実際に地域に即しているようなところがあるんじゃないかと思うんですね。例えば、具体的に点としての文化財はあるとしても、地域によって、例えばある谷合いにあるとすると、谷合いが一つの関連文化財群なら文化財群で、そこに様々なものがある谷が大事だというような感じになってくるとか、街道があるといったら、歴史的な街道沿いにいろいろなものがあるので、そういう街道との関係でどう考えていくかとか、そういうふうな地域にある多様な可能性といいますか、その中で

計画というのはできてくるんじゃないかと。その中に点が位置付けられていくと思うんですよね。計画って、もうちょっとクリエイティブなものだと思うんです。ですから、あるところでは取捨選択をして、これが大事だと。活用のことを考えると、例えば主要なビジターセンターに当たるような博物館とか郷土資料館とか、そこが拠点になって周りに行けるところにあるものをまず活用するとか、駅があるんだったら、駅からどうするかとか。私は計画をやっている人間なので、計画というのはそういうことを考えるんですよね。これはどうも単体計画の保存活用計画の修正みたいな感じがしてしまって、もうちょっと踏み込めるんじゃないか。

恐らくそれは、こんなこと言ったらあれだけど、今まで計画を立てたところにもうちょっと聞くべきじゃないかと思うんですよね。歴史文化基本構想でそれなりにちゃんとしたものを立ててやっている人たちがいて、その人たちが考えたこと、何を基に地域を描いてきたか、そういうものがあるんだから。悪いけど、そういうものを立てたことがない人が書いているような感じがするわけ。役割分担なので、みんながやったことがあるというわけではないけど、やったことがある人たちが周りにいるんだから、そういう人たちにちょっと聞いてくれないかと思うんですよね。幾つかあると思うんですよ。海沿いだったら海沿いの港町のネットワークとか、いろいろな地域の個性の中で計画というのは立てられるはずなので、そうしないと、非常に薄っぺらなものになりそうな感じがするんです。ですから、それぞれの地域とやりとりをする中で、もう少しリッチなものにできないかなというのが1点と、特に大綱が私はきょう初めて見たので、これは文章なのかと。つまり、市町村がやるときの大きなガイドラインを示しているのかなという感じがするんですけども、都道府県がやることってそれだけかなという感じがしていて、例えばですけど、各地には非常に立派な山、例えば立山があったり、月山があったり、富士山があったりして、その麓はかなりはっきりした文化圏があって、それは無形文化財から振興から非常に大きな地域を形成しているわけですよ。それは都道府県のレベルで頑張らないと、市町村でやっても同じようなものになるから、それをはっきりと描くと。だから、地域の様々な文化の全体像を描くのはやっぱり都道府県でもあり得るし、都道府県が描くことの方が適切なものってかなりあるんです。非常に大きな大河の最上川の流域は一つの文化があると思うんだけど、こういうのを一つ一つの町村にやらせて、なかなか全体像は見えないわけですよ。そしたら、それはやっぱり山形県がやるべきだと思うんです。でも、この大綱のイメージを見ると、市町村はこんなのを作りなさい、こういうものに配慮して作りな

さいというようなガイドラインのような感じがしてしまっ。まあ、そういうところがあってもいいです。そういうところがあってもいいけど、もう少し広域で作れる計画的なものがあると思うのね。もう少し地域の個性を反映させて、クリエイティブに出てきて、それで個々の点的な文化財が位置付けられるようなものになっていくと、すごく豊かなものになってくると思うんですね。そういう意味では、やりとりをしてもらう中で、リッチな方をここに書いていただきたいというのが注文です。

以上です。

【山本調査会長】      ありがとうございました。

何かありますか。

【菅野伝統文化課課長補佐】      過去の議論を振り返りますと、10月3日の検討の際に、各地方公共団体へのアンケートの結果であるとか、既に先んじて取り組んでいただいている自治体から自らの自治体がもし今回の計画を作るのであれば、どういったものを作るかというような御提案を人口規模に応じて作っていただいたものなどを御紹介していたという状況です。

我々も少し悩んだのですけれども、今回のこの答申案が計画策定自体のガイドラインとは異なり、こういったことをすべきであるということを打ち立てる答申案になりますので、先ほど委員がおっしゃっていただいた中では、例えばですが、地域の個性の反映であるとか、クリエイティブなところが必要であるという趣旨をこの答申の中に盛り込むということはあるとは思いますが、より具体的なことをどこまで書き込むかというところでは少し悩みがございまして、例えば今でも計画の記載事項としてどういったことを書くかということが6ページの下から始まるのですが、既に結構、ボリュームがある状態にはなっておりまして、例えば今御意見いただいたようなお話であれば、文化財の現状であるとか地域の特性みたいなものを踏まえて計画を作るといったようなことが書いてはありますが、若干、概念的な形には整理をさせていただいているという状況になっております。また、例えばこういう方向に進んでいこうということであれば、それはどのような言葉に置き換えられているかという、この中では基本的な方針をしっかりと立てるとか、今後どのように取り組んでいくかということを最初に整理をするとか、そういった形になっておりますので、今回の答申の中でまとめる際には、今、御意見いただいたような地域の個性の反映であるとか創造性みたいなところも非常に重要だという整理はあるとは思いますが、より具体的に書き起こしていくというのは、また指針などの中でも整理

をしていくこともあり得るのかなというところもあります。

【山本調査会長】 はい、どうぞ。

【西村委員】 そこまで具体的なことを要求しているわけではなくて、全体として文化財単体の現状や特性、課題というのを見ちゃうんですよね。文化財が置かれている地域の特性や個性や課題だと思うんです。それをやらないと、文化財一個一個の足し算にしかないのです、そういうふうに読めるように是非工夫してほしいということでもあります。

【山本調査会長】 西村委員の発言がありましたが、それに関連していかがでしょうか。

【金野委員】 この委員会の前半で、西村先生から、歴史文化基本構想を法定計画に引き上げるべきという意見があつて、数回前の委員会で、私から、都道府県でもこの法定計画を広域に作ってもよいのではないかと、そうすることでこの答申の成果を全国に一気に普及しようというようなことも申し上げました。それが今、この中では大綱という形になっている。大綱とは方針や計画だということになっているので、計画を作ってもよいということになっているんだと思います。そういう意図のようですね。

計画の階層性には、やはり市町村よりも小さな圏域のプランニングというのがもちろんあつて、実は我々はふだんからそういうことをしています。城下町というコミュニティ圏域の文化財群を有形、無形も含めてどのように把握し、次の時代にはどのようなステージを築くかということプランニングします。小さな谷筋領域を同じようにプランニングします。

そういう階層性がここに盛り込んでいるのであれば、それはそれでこれまでの議論と齟齬がないかなと思います。確かにこれを読むと、文化財の寄せ集めのようにも読めないので、飽くまで文化財群を一体的に保存・活用するところを読むように、「記載事項」のあたりで書いていただくのがよいかなと思います。

市町村とか都道府県という圏域で計画策定することの意義の一つは、やはり個別の文化財の保全措置を講じられる、その活用をしやすくするというようなことがあると思いますので、例えば登録文化財になった建造物の現状変更に対する届出措置とか、建築基準法所管部局との連携による基準法の適用除外というような制度との接続のことをずっと言ってきたのですけど、そのことも計画に書かれるべきですよ。ここで言う「市町村地域計画」や都道府県の計画の中に位置付けられるべきと思うんです。そうした実効的な措置がここに列挙されているものに入っているかということ、どうも入っていないようなので、その記載も検討いただきたいと思います。

【山本調査会長】 今、西村先生がおっしゃった個々の文化財の保存と活用の集積とい

うだけではなくて、タイトルそのものがこれからの文化財の保存と活用の在り方というふうに個別の文化財と想定されるようなタイトルになっていることもあると思うんですけれども、地域計画という言葉を出していますので、西村先生が言ったみたいに保存と活用をもっと豊かに捉える可能性があると思いますので、その辺はそういう哲学が反映されるように、要綱の中で書くとしても、そういうものがしっかり反映できるような文章の在り方はあるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうかね、そのあたりは。課長、何かあれば。

【高橋伝統文化課長】　そこは御指摘を踏まえて文章は修正させていただきますので、次回にもまたそこは御議論いただければと思います。

【山本調査会長】　じゃあ、先生、もう少し細かいイメージの提供がありましたら、このやりとりでよろしくをお願いします。

ほかにございませんでしょうか。いかがでしょうか。はい、藤田委員。

【藤田委員】　7ページの14行ですね、博物館等の収蔵機関が収蔵する文化財と、博物館のことが書かれてきて、やっとなんか多少安心してきたんですけれども、いろいろな市町村に博物館法の博物館とかあると思うんですけれども、その人たちがどう市町村の地域計画に関与するのかというのが余りよく分からなくて、例えば京都市だったら、物すごい博物館があると思うんですけれども、小さい町でもあつたりすると思うんですけれども、博物館に協力を依頼して、本当にきちんと対応してくれるかどうかというのが、今までの議論、いろいろな方々の話を聞いても、ちょっと心配になってきました。

というのは、今、本当に忙しいんだそうですね、博物館も。そんなことを言われたってどうにもならないよと言われると、ある市町村ですっぽりと一番、文化財がある博物館のところの状況が抜けてしまうというような可能性があるんじゃないかと思っていたので、ここの記載は非常に有り難いと思うんですけれども、ただこういうふうに書いただけでは、きっと市町村の皆さんも、博物館に行ってお手伝いをお願いしますと言っても、忙しいから嫌だと言われそうなので、そこでこの答申で博物館の方の協力もお願いするなり、文化庁として、国として、博物館の方も是非協力してくださいというようなメッセージを出されたらいいんじゃないかというのが、嫌だという人がいるかもしれないけど、そこは私のお願いです。

【山本調査会長】　半田委員、いかがですか、今の意見。

【半田委員】　私も今の御指摘のように、7ページにあるところ、ちょっと意見を言わせ

ていただこうかなと思ったんですけど、全体的に博物館とか学芸員という言葉が散見されるんですけど、この中で博物館、あるいは学芸員がどういう役割を担うのかというところがすっと落ち切っていないような気が正直します。7ページの表現も、博物館等の収蔵機関が収蔵する文化財とあって、その次に基本的には収蔵機関が所在する市町村という文章が続いていますけど、博物館イコール収蔵機関ではないので、博物館の中では収蔵機能というのは一部の機能ですから、収蔵施設を持っている博物館等の施設とか、そういうふうにつまえていかないと、地域の文化財の新しい価値を発掘するということについては、どうしても調査研究がなければ成り立たないわけで、収蔵していることに意味がありますけど、それをこういう活動の中で生かしていくためには、それに関わる人の専門性を生かした調査研究であるとか情報発信というものが欠かせないというところに学芸員という言葉もつながっていくんだと思うんですね。その辺がもうちょっと文脈的に役割とかが具体的に分かる表現があったらいいなと思いました。また、次の御説明で、策定手続の中に協議会の文言がありますけど、この中にはメンバーとして博物館という文言が出てこない、学芸員も出てこないで、その辺の整合性を意識して、もう少し役割が分かった方が、今の先生の御指摘のように、協力してやってよねと言われた側の博物館も取り組みやすくなるんじゃないか。そのためにどういう体制を整えていったらいいのかという議論が進んでいきやすい土壌を作れるように、表現を整理した方がいいかなと感じました。

**【山本調査会長】** 貴重な意見、ありがとうございます。重要な御指摘かと思います。ほかにいかがでしょうか。はい、田辺さん、どうぞ。

**【田辺委員】** 今の半田委員の御指摘にとっても共感を覚えるところなんですけれども、策定手続のあたりで、比較的分かりやすい組織である博物館、美術館とかが出てきてほしいなということがありますし、あと、8ページの9行目ぐらいで地方文化財保護審議会の関与が必須であると、とても強く書いてあるんですけども、地方によって違うとは思いますが、大分、能力の差があるというか、形骸化していて、地元の名士みたいな人が集まっている審議会もあるように見受けられますので、もう少し審議会についても踏み込んだ記述があってもいいのかなと思いました。

**【山本調査会長】** 審議会の機能強化とか、そういうものですね。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。はい、岩崎委員、どうぞ。

**【岩崎委員】** 前回、前々回で、都道府県の話が出てきて、今回、大綱という形でまと

めの中に入ってきました。ただ、都道府県レベルの文化財の担当者も、分野の偏りがあり決して十分ではないという問題があることが明らかですので、4ページの人材不足にかかる記述のところに、都道府県レベルでも専門性のバランスのとれた人員配置が必要であることを補足してほしいと思います。

それから、6ページの大綱については、もし都道府県にそれを求めるのであれば、審議会で検討することを、市町村レベルと同様入れてはいかがでしょうか。

最後に、権限委譲に関して、その条件が計画の立案とした場合、計画が終わったときや中止になったときは、どうなるのでしょうか。いったん認められた権限はそのまま委譲され続けるということなのでしょうか。このあたりのことが曖昧ですので、もう少し詰めた書き方をしていただきたいと思います。

以上です。

**【山本調査会長】** ほかに論点はありますか。いかがでしょうか。はい、中川委員、どうぞ。

**【中川委員】** ちょっと小さいことかもしれないんですけども、11ページのところの団体の指定の箇所です。これは前回出てきた際には、指定の対象は法人だったのが、今回は団体ということになっています。指定の枠を広げたということなんだろうと思いますが、特に体制がちゃんととれないような小さな町村などでは、我々も文化財の調査などで行った時に経験するのですが、個人の方の協力をいただくことが多いわけです。精力的にいろいろな調査をやっている、この人に聞かないと何にも分からないといったことも多い。そういう方というのは指定の対象にはならないのかなというのが素朴な疑問がありますが。

**【山本調査会長】** 個人……。

**【菅野伝統文化課課長補佐】** 制度化する際に、どのような仕組みの中で連携をしているかということに記載をしております。ちなみに、個人の方々との連携ということで、例えば専門家というようなことだと思うのですが、文化財保護法上、文化財保護指導委員というものを現在、都道府県が置くことができるという規定がありまして、資料の後ろの方に記載しているのですけれども、今後、それに関しても、市町村についても置けるように拡大してはどうかといったことも記載をしておりますので、そのような枠組みなども活用することができるのではないかと思います。

**【高橋伝統文化課長】** 少し補足しますと、個人を指定対象にという話ですけども、そうしますと、それは制度というよりは個人の属性ということになって、今回は制度化と

ということで、団体ですと例えば規約であるとか、きちんと組織として整備されたものになっておりますので、そういうものを制度としてビルトインするということかなと考えております。

【中川委員】 多分、そういうことかなと思ったんですけども、場合によっては実質的にひとりで御活躍している方でも、例えば、NPOを立ち上げるとか、それは少し難しいこともあるかもしれませんが、何か団体を作っていただいて、この指定の中に入るというようなことはできますよね。

【高橋伝統文化課長】 それはもちろん、そういうことも想定したいと思っております。

【山本調査会長】 藤田委員、どうぞ。

【藤田委員】 私も国なり都道府県の関与というのをいろいろお話しさせていただいたので、県の大綱というのは非常にいいことだと思うんですけども、全体的にネットワーク的に作るという意味での網という言葉はいいんですけども、大綱というのは何かいかにも市町村地域計画の上位計画にあるというような——上位ではあるかもしれないけれども、権限的に上位とかいうよりも、市町村と一緒にやるんだというイメージでいうと、大綱という言葉だけだと、何かすごく偉そうに見えるというか、単なる都道府県地域計画でもいいんじゃないかというような印象を持っております。

【山本調査会長】 ちょっと今後いろいろ……。

はい、どうぞ、西村委員。

【西村委員】 関連してですけど、私もやっぱり用語って結構重要じゃないかと思っていて、今、おっしゃったように、例えば都道府県の広域計画だとか都道府県計画という、非常にニュートラルに県のレベルでこういうものを考えていると言えると思うんですけど、大綱という、全体を縛っている規範的なものであって、市町村はそれに従わないといけないと書いてあるので、そういうふうな関係にあるのかなという、ちょっと違う考え方があるんじゃないかと思います。

それから、もう一つ、市町村地域計画というのも、地域計画という言い方がリージョナルプランニングなのか、市町村という地域の計画なのか。前回までは基本計画と言っていたわけですね。基本計画というのはマスタープランですけど、マスタープランと言われると一つのいろいろな計画、つまり個別の文化財の計画のもっと上にある計画というのは分かるんですけども、この計画の位置付けが単体の計画と比べてどうなのかというのは、ちょっとこの言葉からは分かりにくいという感じがします。

その基になっている用語が、これもまだ仮称なんでしょうけど、域内の文化財の総合的な保存・活用に係る計画なんですね。これもさっき私が言ったような域内の文化財だけのという感じもするし、今の歴史文化基本構想は、もっと文化財を扱う背景として歴史文化というものから物を見ようというようなスタンスがあったと思うんですよ。それがなかなか伝わらないかなという感じもするので、難しいとは思いますが、是非、もう少し工夫をしていただきたいなと思います。

【山本調査会長】 今、出されました文言は、今回、ある意味で初めて書き下ろしの中で出てきたものなので、少しきょうの議論も含めて全体的にどういうふうを考えるかということ少し詰めた方がいいかなと。

【高橋伝統文化課長】 都道府県の大綱については、確かにちょっと言葉遣いは悩ましいものがあるのですけれども、それぞれの県の実情に応じて中身について、例えば割ときめ細かく記載されるところもあれば、市町村が策定する上での方針を示すようなものなどいろいろあり得るのかなと思います。そこは一律に国が示すというのはなじまないのではないかと考えておまして、そこはそれぞれの地域でよく議論いただいて作る形がいいのではないかなという思いでこういう名称にしてみました。あとは他の用例、立法例なども見た上で最終的には決まっていくものだと思いますけれども、内容としては今、申し上げたようなものをイメージしているということでございます。

【山本調査会長】 どうぞ。

【中川委員】 海外の例なんかを見ていると、都道府県レベルと市町村レベルが協働事業みたいな形で、つまり、対等なパートナーで事業を起こす、あるいはそこに国も関わってくるなどという例も見るとは思いますが、今回の言うところ、やっぱり上下関係ははっきりしているということにしたいということですよ。

【高橋伝統文化課長】 上下と言うとちょっとまた誤解を招きかねないんですけれども、それぞれ国の指針があり、県の大綱があり、市町村の計画ということで、それぞれお互いを踏まえて作っていくというような構造にしてはどうかと考えております。

【山本調査会長】 そうですね、ここは大分議論というか、判断の分かれるところでもあると思うんですけれども、この段階ではどういう形でやるのが一番いいのか。今、いろいろな論点を出されましたので、少し事務局で整理していただいて、それぞれの関係についての考え方もどうすればいいのかということ整理する必要があるかなと思いますが。

原委員、どうぞ。

【原委員】 また話がちょっと違う方向で、気になったことを一つだけお話しします。

総合的な文化財の把握、総合的な把握という言葉がよく出てくるんですけども、一遍に総合的にできないと思うので、やはり博物館、あるいは行政機関が調査をして徐々に把握していく、だんだんに総合的になっていくというのが実態なんじゃないかなと思うんです。その辺を少しどこかにうまく書き込めないかなと思ってまして、例えば調査研究による新たな所見を経て、また更に総合的なところを増していくとか、あるいは新たな調査研究の成果を得て評価、見直しをするなんていうような視点が散りばめられると有り難いかなと思います。というのは、いきなりはできないし、この一つの計画ができてしまったらそれでおしまいということではないんだということでは言われているんですけども、じゃあ、単に時期だけを見ていればいいのかということではなくて、その時代の趨勢だとか、様々な歴史的な評価、それから調査研究の進捗によって評価というのはどんどん変わっていくものだと思うので、その辺の議論と調査研究の成果を踏まえた議論を踏まえて書き直されるべきであるみたいな、そういう表現があると有り難いかなと思いました。

【山本調査会長】 分かりました。

一段落すれば後半の議論をして、そして全体にまた議論をしたらと思いますが、じゃあ、金野委員。

【金野委員】 西村先生と中川先生のお話に続けてなんですけど、以前、私、お話ししたのは、景観法の体系を持ち出して、例えば兵庫県が景観計画を作って一定の規制も含めて制度化する。ただし、それに対して、市町村が景観計画を作ると、そちらの方が優先されるというような制度設計になっています。場所によっては更にミクロに、もっと小さな市町村の中の小さな圏域において計画を作れば、更にそれが上書きされるというような制度設計になっています。同じようなそういう制度設計で良いのではないかな。やる気があるところは自分たちの地域でより詳細に計画を作れるということで、かつ、ベースとしては全国に普及するということなので、そういう体系作りではないかなと思っているんです。

【山本調査会長】 いかがですか。そのあたりも含めてちょっと整理をしていただくということでもよろしくをお願いします。

じゃあ、後半の議論に移って、また最終的に全体の議論をしたいと思います。

【菅野伝統文化課課長補佐】 では、12ページの16行目からになります。

2番、個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充というところですよ。

まず一つ目、必要性和対応の方向性ですけども、ここに関しては前半の総合的な視野

に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化といったことを図る上でも、個々の文化財のレベルでの様々な取組の強化を進めることに非常に意義があるといったようなことを記載をしているのが12ページでございます。この部分については、中間まとめの時点からコンセプトはそのようにまとまっておりましたけれども、今回の修正といたしましては、無形の文化財に関しても視野に入れるということがございましたので、例えばでございますけれども、12ページの31行目、これまでは有形の文化財を主に念頭に置いていましたので所有者ということでしたけれども、そこに保持者・保持団体であるとか保護団体といったものを追加するなどといったように、少し無形の文化財を視野に入れたような修正を全体として加えております。それ以外はおおむね今まで記載してきたとおりでございます。

では、13ページを開けていただきまして、具体的な方策というところを御覧いただければと思います。この具体的な方策の部分に関しましても、10月中に検討した内容を加えてみたという作業をしたものでございます。

まず、(ア) 個々の文化財の保存活用計画の作成でございます。個々の文化財についての保存活用計画の作成を一層推進していくということでございまして、保存活用計画の作成のねらいというところまでは中間まとめの中で記載しておりましたけれども、保存活用計画作成による効果としては、保存・活用の考え方、所有者等が主体的に取り組む範囲が明確となること、文化財の保存・管理の的確性が向上し、必要な諸手続などが分かりやすくなること、保存・活用のために必要な事項等が所有者等のみならず地域・行政にとっても目に見える形となり、支援強化が期待できることなどが考えられるといったところでございました。

さて、基本的な枠組み以下でございますけれども、まず、保存活用計画の作成の主体ですが、有形の文化財については所有者及び管理団体、無形の文化財については保持者・保持団体や保護団体・地方公共団体を想定しているということ。保存活用計画の記載事項としては、文化財の現状、この現状の中には所在地であるとか所有者、保存状況や伝承者育成の状況といったこと、また、保存管理上の留意事項や修理・活用の方針、保存継承の方針などが考えられ、文化財類型ごとの特性を踏まえて整備することが必要である。また、計画の内容については、国がその適切性を確認し、認定する仕組みを設けることが適当である。加えてといたしまして、計画を円滑に作成することができるよう、国は、指針等を策定して原則的な考え方を示すとともに、個々の計画の作成への指導・助言に当たること

が必要である。

続きまして、今度は計画作成の支援の枠組みという項目を立てております。保存活用計画には専門的・技術的な内容が含まれ、所有者だけでは作成が困難な場合も想定される。国が指導・助言することはもちろんであるが、先行して人事されている重要文化財建造物等の保存活用計画の場合においても、その作成の際に所有者の意向を踏まえて地方公共団体が作成事務を強力に支援していることを踏まえ、制度化後も同様に文化財が所在する地方公共団体が支援し、必要に応じそれぞれの文化財分野の有識者とも連携することが必要である。また、後述のとおり、管理責任者が所有者に対し保存活用計画の作成・変更の提案ができることとするとしております。

今、4番の脚注が16行目に記載されていましたが、そちらはこの14ページの下に書き加えておりますので御覧ください。4番、美術工芸品については、原則、所有者の住所地の地方公共団体が支援者となるが、文化財の所在地の地方公共団体が支援者となることも想定される。なお、現行の保護法上の諸手続と同様、保存活用計画作成後は所有者及び所在地の双方の地方公共団体に共有する。また、博物館等の職員も支援者となりうるということで、前回の会議において議論がありました点を記載させていただいております。

続きまして、本文に戻りまして20行目、対象とする文化財類型というところがございます。国が指定等を行う重要文化財、建造物と美術工芸品、重要有形・無形民俗文化財、重要無形文化財、史跡名勝天然記念物及び登録文化財を対象とする。なおといたしまして、地方公共団体が指定する文化財については、それぞれの実情に応じて取り組むことが有効と考えられる。

続きまして、認定計画に基づく取組に関する法制上の措置というところがございます。文化財保護法では有形の文化財について、特定の行為への制限を設け、当該行為については個別に許可・届出を要することとしている。文化財の修理・整備時や文化財の普及啓発を行う際に、このような各種制限との関係が生じるため、保存活用計画に記載される事項の中には各種手続を有するものが含まれる場合が多く想定される。

15ページに参ります。計画の認定プロセスにおいて国はその内容の適切性を確認することとなるため、計画の中で、今後の保存・活用の方針の記載にとどまらず、予定される行為について、具体的に、行為の内容や区域・区分等が特定されて記載されている場合、当該行為については、計画認定後に個別に要することとしている諸手続を弾力化することが適当である。具体的な弾力化の内容は、文化財類型によって許可や届出を要する事項が異

なるため、類型別に整理することとする。

続きまして、9行目からですが、文化財類型を横断する共通的な留意点等でございます。文化財類型を横断する共通の留意点として、まず、保存活用計画を作成する単位が考えられる。基本的には、指定文化財一件当たり一計画とすることとなるが、同一の所有者が複数の文化財を所有している場合は、全体を一つにまとめることも可能とするとともに、重複指定された文化財の場合は、全体としての整合を図るため一つの計画として整理することが考えられる。また、所有者が変更した場合の計画の承継については、所有者変更に伴い管理環境の変動や保存・活用の方針の変更等も予想され、新所有者において保存活用計画をそのまま承継するか見直しを行うかといった点も含めて検討する必要がある。その際、長期的・継続的な取組のためには、できる限り、計画を承継しやすいような仕組みとすることが有効である。なお、長期にわたる公開・活用が保存活用計画上で明確となっているものは、個人所有の文化財であっても、公共の財産としての性質を強く併せ持つこととなる。そのような計画的取組が相続後も承継されるよう、計画期間中の相続税について配慮するなど、制度設計と併せて検討すべきである。

続きまして、類型別の保存活用計画に関する方向性というところでございます。保存活用計画の作成主体や計画期間の考え方、計画記載事項、国の認定の必要性・計画認定による制度上の効果について、類型別に整理を行ったと記載しまして、別添の形で後ろの方に各類型別に付けさせていただいております。

次に23ページをお開きいただけますでしょうか。これは前回、10月24日の企画調査会で配布させていただいたそれぞれの類型ごとの様式がございましたけれども、これを少し横並びをとりまして、整理させていただいたものでございます。いずれにしても、詳細は今後変更の可能性があるかと思いますので、読んでいただく方が想起しやすいようにイメージということで付けさせていただいたものでございまして、例えば重要文化財の建造物であれば作成主体であるとか計画期間、計画記載事項、認定計画に基づく取組に関する法制上の措置の関係で具体的にどういったことが考えられるかといったようなことを各類型別に整理させていただいているものです。

では、本文に戻らせていただきます。15ページに一度、お戻りいただけますでしょうか。類型別の保存活用計画に関する方向性というところを紹介しておりました。今、御覧いただいたものが30行目に括弧で別添としているところでございます。その次の行、登録文化財については、基本的には指定文化財の考え方と同様としつつ、指定制度と異なり許可事

項がないことから、届出事項等について弾力化を図るということ。また、無形の文化財については、有形の文化財と異なる点も多く、計画の名称や作成の考え方などについて、その特性に配慮する必要がある。16ページに進みます。加えて、今後、国においては、認定の基準や計画記載事項等について引き続き詳細を検討し、指針等の中でわかりやすく考え方を示すことが求められる。

5行目からの重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観です。重要伝統的建造物群保存地区及び重要文化的景観については、市町村が条例等において区域等を設定し、国に選定の申出を行い、国が重要なものを選定する仕組みである。国に選定の申出を行う際には、保存計画が必要であり、計画的な取組は既に制度化されている。保存計画も含めて申出の際に必要な書類を作成して国が選定する仕組みであり、今回他の文化財類型で制度化する仕組みとは異なる。このため、引き続き、現在の制度を存続させることが適当である。ただし、計画の名称については、現行制度は「保存計画」とされているが、実際は保存と活用を一体的に捉え、バランスよく記載されている例が多いことから、他の文化財類型における計画の名称と同様に「保存活用計画」とすることとする。ここまでが個々の文化財の保存活用計画でございます。続きまして、(イ)という部分に移りまして、所有者とともに文化財の保存・活用を担う主体の位置づけということで、これも10月に御検討いただきましたものをこの資料の中に入れております。

1段落目は、文化財は、その日常的な管理の負担が大きいこと、また、支援者の形成などに取り組むことが有効であるといったようなことを書いております。2段落目、文化財はから始まる25行目からですが、文化財はその保存と活用に専門的な知見を必要とするものであり、所有者が全ての責務を担う形式だけでなく、外部の専門的な人材との連携を円滑化して保存・活用のための取組を活性化することもできるような仕組みが必要である。文化財の所有者からは、建造物を中心に、所有者だけでは不足しがちな活用のノウハウを補足したり、所有者が遠隔地にいる場合にも維持管理や公開活用を任せたりできる人材を求める声があがっている。また、地方公共団体からは、所有者だけでは様々な事情により維持が困難となる場合もあるが、所有者が民間団体と連携して所有し続けられるような支援体制の検討をしてほしいとの声があがっている。現行制度においては、所有者が海外に一定期間滞在する場合のように一時的に文化財の所在地を離れるなど特別な事情がある場合に、その管理の責を、自己に代わって第三者に委ねる「管理責任者」の仕組みがあり、管理責任者が選任されている場合は、文化庁長官からの勧告等に対する文化財保護法上の対応責

任は所有者から管理責任者に移ることとなっている。しかしながら、本制度の活用実績は多いとは言えないのが現状である。これは、管理責任者が、清掃や保守点検などの日常的な管理を超える部分にどのように携われるかが不明確であり、管理の責を担う役割の重さと業務範囲との均衡を取るのが難しいこと——選任対象、これは括弧としておりますが、選任対象は運用上、自然人に限定しております、や選任要件が限定的であることなどが背景と考えられる。このため、管理責任者制度について、現行制度のような限定的な場面でのみ活用するのではなく、当該文化財の保存や活用に関し所有者を積極的にサポートするという役割を持たせるなど、より使いやすく実効性のある制度とすることが必要である。新たな管理責任者は、所有者の意向に応じて、管理の責任を負うのみならず、文化財の保存及び活用の全体を通して所有者を支援することができることとし、対象も自然人に限定しない形とすべきである。また、今回制度化を提案している保存活用計画は、その主要内容に文化財の管理が含まれるため、管理責任者が、所有者に対して保存活用計画の作成や変更について提案ができることとするなど、管理責任者の側からも積極的に保存活用計画に関わる機能を付与することが適当である。ここまでが（イ）の所有者とともに保存・活用を担う主体の位置付けでございました。

続きまして、（ウ）でございますが、国宝・重要文化財（美術工芸品）の適切な公開の在り方の論点でございます。この点に関しましては、中間まとめ後の検討の進捗ということで、現在、美術工芸品のワーキンググループにおいて検討いただいておりますので、また追って反映させていただきたいと思っております。

18ページを御覧いただけますでしょうか。（エ）文化財の公開・活用に係るセンター的機能の整備ということで、多くの方が文化財の保存・活用という点で抱く疑問などに対応するという一元的な国の窓口センターが必要であるというのが中間まとめの時点から掲載されておりましたので、これは引き続き掲載しております。

続きまして、18ページ、大きく項目が変わりまして、地方文化財行政の推進力強化という箇所でございます。地方公共団体の推進力強化に関しては、中間まとめの時点では、その他推進すべき施策の一つ目に記載しておりましたけれども、非常に大きな論点であるといったような御指摘がございましたので、一つの項目として格上げをしております。

地方公共団体の推進力強化の一つ目、24行目からですが、地方公共団体の文化財に係る体制の充実ということで記載しております。地方公共団体において、これまで述べてきたような取組を推進し、地方文化財行政の一層の推進を図っていくためには、文化財担当職

員等の人材確保や資質向上により、地方公共団体の推進体制の充実を図ることが不可欠である。人材確保については、例えば、行政の主体性の向上を実効的なものとするため、地方公共団体の文化財部局への専門的職員の配置を促進することが必要である。また、都道府県教育委員会に置くことができる「文化財保護指導委員」、これは文化財保護法第191条に規定がございますが、これについては、配置の対象を今は都道府県となってございますけれども、市町村にも拡大したり、適切な保存・活用のために、より積極的な役割を担うことなどが考えられる。

続きまして、19ページからが自治体における事務の所管の件でございます。地方文化財保護行政の所管、現在、地方公共団体における文化財保護に関する事務については教育委員会が管理・執行することとされている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条）、ただし、教育委員会と首長の協議により、教育委員会が所管する事務の一部を、首長部局に委任もしくは補助執行させることができることとされているため（地方自治法第180条の7）、この仕組みを活用して、教育委員会以外に文化財担当部局が置かれている地域もある。文化財を除く文化に関する事務は平成19年の制度改正により首長部局に移管が可能となったが、文化財保護に関する事務についても、地方公共団体の判断により移管ができる仕組みとしてほしいとの声が地方公共団体から上がっている。今後、都道府県や市町村が地域に所在する文化財に関して計画的な取組を進めていくなど、地方文化財行政を更に強化していくに当たり、芸術文化分野を含む文化行政全体としての一体性を確保したり、景観・まちづくり行政、観光行政など他の行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組を可能としたりすることが重要となると考えられる。このため、地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できるような仕組みとすべきかどうかについて検討を行った。文化財保護の所管に関しては、これまでも教育委員会制度全体の見直しの中で議論があったところであり、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」で整理されたとおり、文化財保護に関する事務の管理・執行において担保すべき観点（専門的・技術的判断の確保等の四つの要請）を十分に勘案することが必要である。ここを脚注6としまして、平成25年の報告書の中の四つの要請について明記をさせていただいております。

本文に戻りまして22行目です。このことを踏まえ、今後とも、文化財保護に関する事務を教育委員会が所管することを基本とすべきである。しかしながら、文化行政全体としての一体性や、景観・まちづくり等に関する事務との関連性を考慮し、各地方公共団体が文

文化財保護に関する事務をより一層充実させるために必要かつ効果的と考える場合は、四つの要請に対応できるよう各地方公共団体において環境を整備しつつ、条例により、首長部局において文化財保護に関する事務を執行・管理することを可能とする仕組みとすべきと考えられる。事務を首長部局に移管することとする場合には、四つの要請に対応するための環境の整備として、現在は任意で地方公共団体に設置できるとされている地方文化財保護審議会に関して、必ず置くものとするを制度上も明確にする必要がある。

20ページに進んでいただきまして、また、地方文化財保護審議会は文化財保護法第190条において、諮問に応じるだけでなく、建議（将来の行為に関し自発的に意見を申出ること）の権限も有することが規定されているが、地方公共団体によって運用にばらつきがあるといった指摘もあることも踏まえ、地方文化財保護審議会が、当該地方公共団体における文化財行政の進捗について適切に報告を受けながら、必要な場面で効果的に機能するよう運用を強化することが必要である。加えて、文化財担当部局への専門的な知見を持つ職員の配置の促進や、配置された職員の専門性向上のための研修等の充実、コンプライアンスの徹底、文化財行政に係る透明性の向上、学校教育・社会教育担当部局との日頃からの緊密な連携・協力関係の構築等に総合的に取り組むことにより、四つの要請に適切に対応することが必要であると記載しております。

最後の項目がその他推進すべき施策ということになります。こちらに関しては、博物館の役割の強化、これは中間まとめの時点から記載させていただいておりましたが、地域の博物館等の果たす役割の重要性、そして専門職員の配置、学芸員等の専門性向上の重要性、研修の推進を図る必要性、また、博物館等の常設展示、ガイダンス施設の充実、こういったことが重要であるといったようなことを記載させていただいております。

(2) 国際交流や訪日外国人旅行者の項目ですが、これは中間まとめでは外国人旅行者に関する記載をしておりましたけれども、障害をお持ちの方々に関する記述がないという御指摘がございましたので、21ページをお開きいただきまして、上の2行ですが、障害者差別解消法の制定に伴って、障害者が文化財にアクセスする上での「障害」を無くして行くための方策の検討が重要であるということを追記させていただいております。

また、文化財の魅力の発信強化や先端技術との連携というところに関しましても、中間まとめでも記載をさせていただいておりますけれども、文化財の魅力の発信の強化といったことは重要であるということを書いておりまして、史跡における復元建物のこと、また、美術工芸品に関して、模写、模造であったりとか、様々な科学技術と連携した取組、デジ

タルアーカイブなどについて記載しております。また、28行目、文化財の保存・活用の担い手として多くの人を巻き込むためにも、多くの人に文化財の魅力を伝えるといったようなことが考えられ、そのような人材の育成が必要であるといったことを記載しています。

最後に、22ページでございますけれども、こちらに関しましては、中長期的な観点から検討すべき課題ということで、今回の検討の中で主なテーマとして取り扱ったもの以外に、必ずしも取り上げられていないものにも多くの重要な課題があるということで、その点については、今回の第1次答申が出た後に速やかに検討に着手することが望まれるとしまして、保存関係の技術者・技能者、原材料の確保ないしは修理の職人等の資質、修理事業の資質の維持向上、人材の育成、研修機関の在り方の検討、文化財の環境保全の規定の適用、周辺環境を含めた保全の仕組み、近代の文化財の保存と活用、大規模災害発生時のレスキュー活動、災害遺構の在り方についてなどとなっております。

それ以降は、先ほど御覧いただきました別添の資料であるとか、企画調査課の設置、それから審議の経過などについて記載しております。また、最後に概要を記載しておりますけれども、これは随時更新してまいりたいと思います。

以上です。

【山本調査会長】 それでは、後半の部分につきまして、また御議論、よろしく願います。いかがでしょうか。

じゃあ、藤田委員、どうぞ。

【藤田委員】 後半のところをお伺いしまして、個々の文化財の保存活用計画というのがまだ余りそうはかばかしく進んでない状況の中で、これができないと前半の市町村地域計画とかができなくなるということで、市町村地域計画というのはいつできるんだろうかと非常に心配になるんですけれども、個々の文化財の保存活用計画と地域の計画はどういう関係にあるのか、ちょっと教えていただけませんかでしょうか。

【菅野伝統文化課課長補佐】 その点、これまでも何度か議論の中でいろいろと触れられてきたことかと思えます。鶏なのか卵なのかという話もありましたけれども、全体としては地域の計画の中で大きな歴史的な文脈を捉えて一体的に取り組んでいこうという一つの計画があるのと、それからその中の一つの構成要素にもなりますけれども、一つ一つの文化財を点としてもしっかりと保存・活用していくことをどうやって考えていくかということで、構成要素でありつつも、どちらが先というのは様々なケースが考えられるのではないかと感じておまして、必ずしも保存活用計画、個別のものができなければ地域の計

画が定められないという形でもなく、ともかくできるところから少しずつ取り組んでいくというような関係性になるのかなと思っております。

【山本調査会長】 どうぞ。

【藤田委員】 地域の計画というのは、例えば個々の文化財の保存活用計画をどのように実際に計画として作っていくのかということも含めることにすれば、例えばせめて5年ぐらいの間には30%ぐらいやりますとか、そういったような目標を立てるといふ計画であれば、できていないのを余り悩まないで地域計画を立てられるような気がするので、その辺のことについてはどういうふうに捉えたらいいのか教えていただければと思います。

【高橋伝統文化課長】 まず、最初の御質問の関係ですけれども、地域計画の方は飽くまで行政が作る計画ですので、行政がその域内にある文化財をどう保存していくか、活用していくかという行政の取組になるかと思えます。保存活用計画は文化財の所有者が個々の、自分の文化財についてどうしていくかということで、両者相まってというのが確かに理想的ですけれども、どちらが早い、遅いというのは当然出てくるとは思うんですが、どちらかがないとどちらかが作れないとか、そういう関係ではないということになるかと思っております。

【山本調査会長】 はい、西村先生、いかがですか。

【西村委員】 私も同じところを感じたんですけど、特に活用の部分で、今、やっぱり不安なのはどこまで活用を認めていって、保存とのバランスをどうとるかというときに、やはり行政の計画が地域計画の中で、この地域はこういう方向で活用をすべきであると書いてあれば、それに従って単体の計画も活用に関しては担保できるというような仕組みになっていると、全体としての整合性がとれるのかなと思うんですね。なので、それぞれやるところもあれば、全体を作るところもあるというのを具体的にスタートするときはどういうふうに考えるかというのは、割合、ちゃんとした方向性をどう考えるのかというのを示す必要があるんじゃないかと思うんですね。現実的に私のところもこの議論になったときに、いや、単体というのは全体が決まらないと決められないので、単体をやるためには全部やらないといけないんだから、すごく大変になりそうだというような声を聞くんですね。ですから、その辺の整理も少ししていただけるといいんじゃないかと思っておりますけど。

【高橋伝統文化課長】 非常にそこは重要なところだと我々も思っております、今後、国の方で計画策定の指針のようなものを作っていくことになると思いますので、その中できっちりその辺は整理したいと思っております。

【山本調査会長】 はい、原委員。

【原委員】 多分、国の最初に作ろうとしている指針の中に、じゃあ、全体計画、地方自治体でやる地域計画がどうあるべきで、その中でどれを中心としてというか、どれを重点化して、この地域はどういう視点で活用を図っていくのかというのが書かれるわけですよ。その辺を指針できちんと書いていただくとすると、各文化財をどのように活用していくかということの詳細に検討するために保存活用計画があるんだという、最初に今後の文化財保護制度の枠組みをしっかりと描いて分かりやすくした絵を頂けると有り難いかなと思います。

保存活用計画自体が作られた暁には、もちろん、そこから先には今までと同じように史跡整備補助金だとか建造物整備補助金だとか、そういう活用のために作っていく様々な仕掛けに対して、ソフトもハードもだと思わなければならないんですけども、補助金が得られるんだという道筋が、ちょっとメリットが見えないと、やはりついて来れなくなっちゃうかなと思います。実際にその保存活用計画の中でどのように修理して、どのようにして見せていくんだという方針に基づいて一生懸命やっつけている所有者さんたちに対して、国は重点的に補助金をあげて、それで地域活性化に向けて後押ししていきますよということが見えるように、そもそも今やっていることの全体の大枠が分かるような何か絵が描けるとうれしいなと思います。

【高橋伝統文化課長】 今も文化財の種類によっては、例えば建造物であるとか、あるいは史跡などについては、保存活用計画の策定を推奨しておりますので、そうしたことをほかの文化財のジャンルにも広げていくというのは一つのやり方だろうと思っています。確かにいきなり全部、さあ、作りなさいと言っても、なかなか難しいところがあるので、どういう形で広げていったらいいかということについては、繰り返しになりますけれども、指針の策定時に改めて議論したいなと思っております。

【山本調査会長】 はい。

【金野委員】 補助金を出すときに保存活用計画を求めるのはいいと思うんですけども、補助金とセットでこの制度設計を議論してしまうと、補助金の枠内で何ができるかということに結局なってしまうので、これまでずっと取り組んできたことと同じことになってしまうと思うんです。一気に文化財というものの枠を広げて面的に捉えようとしたときに、予算とセットにしてしまうと、じゃあ、今回の指定はここまでにしておこう、登録文化財の件数も抑えようという方向に動きますので、一旦、補助金、予算というものは

切って制度設計をするべきです。民の力をかりようということなんですから、そこは間違えないようにした方がよいと思います。

【山本調査会長】 それは恐らく前提の認定でやっていると思います。

ほかにありませんか。じゃあ、田辺委員。

【田辺委員】 今回の関連なんですけれども、先ほどこの会議の前に美術工芸品ワーキンググループの会議がありまして、保存活用計画ということではあるんですけれども、何となく管理台帳の延長みたいな感じもありまして、また所有者さんにとってこれをやって何のメリットがあるんだろうかというお話も出ました。それが補助金とかそういうことに結びつくのかわかりませんが、何となくそもそもあった一体的な地域の文化財を保存・活用するということと、個々の保存活用計画のやり方等が今、少しかみ合っていないように思えるのと、それによってどういうメリットがあるかということをもう少し打ち出したいところかなと思いました。

あと、ちょっとお話変わるんですけれども、18ページの30行目の文化財保護指導委員なんですけど、文化財保護法第191条を読むと、こういう人がいたらいいなということは思うんですけれども、これも現在のところ、ちょっと形骸化したポジションということも聞きますので、現在、どういう人がどういう役割を担っているかということが分かれば、教えていただきたいということと、それから文化財保護法の中で指導委員というのが非常勤とすとなっているんですけれども、その意図をちょっと教えていただければと思うんですが。

【高橋伝統文化課長】 意図といいますと……。

【田辺委員】 なぜ非常勤でなければいけないのかということ。

【高橋伝統文化課長】 分かりました。

まず、今、どういう人が指導委員になっているか、今、制度的には県になっていますので、都道府県の例をちょっと調べたんですけれども、例えば学校の先生が担っているという場合があります。なぜ非常勤かというところについては、これは言ってみれば、こういう有識者といいますか、外部の人の知見を生かすということになっているので、自治体の職員とはまたちょっと別の位置付けの人材ということになりますから、そういう意味で非常勤ということもありますし、また、非常勤の方がいろいろな人に委嘱ができるというメリットもあろうかと思えます。

【山本調査会長】 じゃあ、岩崎委員。

【岩崎委員】 自治体の人材確保の方策として指導委員の拡大を考えるのであれば、専

門性を担保することが必要になってくると思います。自治体の文化財行政は教育委員会におかれていますので、学校の先生が担当することもあると聞いています。このように、主担する側の専門性があやうい可能性も考えられる現状にあつては、専門性のない指導委員の拡大には不安を感じます。

また先程来、全体の地域計画と個別の計画との関係が問題になっています。現状で、歴史文化基本構想の策定数は、今年度末で約1,700の市町村のうち100程度が見込まれる程度ということです。歴史文化基本構想を導入してから何年たっていますでしょうか。その時間を考えますと、全体計画をたてられる自治体がどれほどあるのかというと心許ない印象です。一気に普及するという見通しが持てないわけですから、策定を目標に置くとしても、それができるまでの間は、個別の保存活用計画で補完していくという方向で、これを積極的に位置づける必要があると思います。

そして、このように個別の保存活用計画を位置づけた場合、15ページ13行目に、同一の所有者が複数の文化財を所有している場合には一個にまとめてもかまわない、とあるのが気になります。特に、この保存計画がその後の手続の簡素化の要件にもなっているので、問題は大きいと思います。美術工芸品の素材は実に様々で一つにまとめられるようなものではありません。保存活用計画を意味あるものとして機能させるのであれば、やはり美術工芸品は一点一点に対して作成することを条件にすべきだと思います。

最後に、文化財保護行政の所管について、この場でも繰り返し議論してきた問題で、中教審でも議論されているようですが、これについては、やはり以前の企画調査会で提起された四つの要請をしっかりと踏まえた体制を整えることを条件とすべきだと思います。地方の文化審議会は、私も委員をやっていますが基本的に権限はありませんし、答申案にあるような機能を期待するのはほとんど無理だと思われるので、なんらかの別の方法、制度が必要だと思います。というのも、この点が、今回の保護法にかかる議論に対して、私の周辺にいる文化財に関わっている方が最も心配していることだからです。考古学だけではなく、本当に様々な分野の方、博物館に勤めていらっしゃる方が心配しています。安定的にしっかりと文化財保護行政を維持するために、権限を持った第三者機関がチェックする体制があることを前提にして市長部局への選択性を容認するという形に書き換えられないのでしょうか。それが当面無理であるにしても、現在の記述は不安にさせるものになっていますので、少なくとも四つの条件の遵守ということは、それとわかるようにより明確に書いていただきたいと思います。

以上です。

【山本調査会長】 今の指摘も非常に重要かと思います。

亀井先生，関連して。

【亀井委員】 地方行政の法律関係は地行法の絡みですから，だから，我々としては多分，この文章でいいのではないかなという気がしますね。基本は教育委員会に置くと。ただし，移す場合には，選択性はいいんだけど，四つの要件が担保されることが要件ですよと，それでいいような気もしますが，もう少し強く踏み込んだ方がいいですか。

【岩崎委員】 そうですね，少し……。

【亀井委員】 ただ，法律事項としてはそっちの法律ですから，それを所管しているのは文科省の方ですよ。だから，ここで幾ら強く書いてもという気がします。

【岩崎委員】 実際に法的な効果がどうかということとは別にして，文化財を主体にして考えた場合には，そういう配慮が必要だ，条件とすべきだというぐらひは踏み込んでいいんじゃないかと。実際に法的にどうなるかということは別にして。

【亀井委員】 いや，それが書いてあるんじゃないかなと私は理解しているんですけど。ちょっと表現が弱いですかね。

【岩崎委員】 弱いように思いますね。

【山本調査会長】 それはちょっと検討しましょう。

【亀井委員】 はい。

【高橋伝統文化課長】 いずれにしても，今のお話については，実際の運用の時点では，我々としても自治体の方には十分にそこは要請はしていくということだと思います。

【山本調査会長】 じゃあ，矢ヶ崎さん。

【矢ヶ崎調査会長代理】 済みません，私，この後，大学院の講義があるので出てきますので，議論がちょっと別のところに行きますが，意見を申し述べさせていただきます。

20ページのその他推進すべき施策の(2)国際交流のところなんですけれども，(2)の1行目ですから32行目ですかね，国際交流においても文化財は重要な役割を示すと。それもこのとおりの文章なんですけど，もう少しどのような重要な役割なのかということを書いていただくと，これを読む観光分野の側から非常に分かりやすくなるなと思います。例えば，日本はものづくりで技術大国でと，物のようなことに関しては非常にすぐれたところがあるなんてことはみんな分かっているわけなんですけれども，それとは違う何を大切に

してきて、どのようなことを考えて、どんなまちを作って、どんなものを美しいと思ってきた国民なのかというような、非常に私たちの精神性のところを理解していただくために、重要どころか必要不可欠な役割を果たす大事なものなんだというところで少し言葉を補っていただくと大変有り難いかなと思うのが1点です。

それから、もう一つは、同じ段落の中の3行目の中ほどにございますが、外国人の視点からの文化財のわかりやすい解説の整備というところなんです。外国人の視点からのというのは非常によろしいことで、この文言が入るのは大変有り難いことであります。が、文化財のわかりやすい解説の整備となりますと、この間も美術館の現場の方々と、経営の方々とお話をしていて、すぐ多言語、多言語、多言語で表記しろというプレッシャーが随分現場にかかってきてしまっていて、ただ、美術館という空間構成の在り方等を考えると、一つのパネルを4か国語にも5か国語にもして文化財のそばに書いたもので表示するのがいいのかということについては、非常に疑問があります。多言語イコールそれは説明したことになるのかという疑問もあります。見づらいというところもありますし、そもそも日本人自体も長い解説文を読むのかというところもありますので、解説の整備ということにもうちょっと踏み込みまして、その文化財の説明の方法はどのような形であるのがいいかということ、ちょっと抽象的ですけども、みんなで考えてほしいというところがあります。といいますのも、みんなでということの意味は、英語でちょっと解説しましょうということになっても、現場の学芸員の方に英語の翻訳をさせて、それで終わってしまっているという例も多々あると聞いておりますが、一方で外国人の方によく理解していただくということは、観光行政の非常に重要な柱であり、地域、自治体によっては非常に重要な地域の政策課題の一つなのでありますから、こういうあたりをしっかりと成果を獲得するために、ほかのリソースも使って学芸員に任せ切らずに、分かりやすい説明というのはみんなで考えていくと。説明の仕方として、ICTを使うということもありましょうし、最初は簡単なパネルで説明しておいて、その先、興味を持てば、スマホ等でもっと深く、多言語で見せていくというような段階的な説明もあろうと思いますので、そういう手法を全部含んだ形で説明の方法をみんなで考えて、そして方法自体も整備していくというようなことをして、そういうことを表すような文章に膨らませていただけるといいかなと思います。文化財を取り巻く環境が変わっているということの一つに、やっぱり外国人旅行者ということがあって、それに対する説明というものの在り方については、余り多言語イコールみたいな形に小さくまとまってしまうような形がいいように思いました。

以上です。

【山本調査会長】 はい、ありがとうございます。その辺はまた考えましょう。

ほかにありませんでしょうか。はい。

【中川委員】 前回にも申し上げた内容の繰り返しになるかもしれませんが、どうしても気になってしまうのは、首長部局へという話の中で、担保すべき観点ということで四つの要請というのが挙げられている点ですね。これはこれまでの議論の中でまとめられた要請であるということで使われているわけですが、ただ、このままだと、文化財の価値と違う価値というのも介入してしまう危険性もあるのではないかと。我々、実際にいろいろなケースに遭遇したときに時々経験しますが、前回も申し上げたとおり、例えば景観の維持という観点から、その分野に関わる専門的、技術的価値というのも主張しようと思えばできるわけですね。そうすると四つの要請の中の専門的・技術的判断の確保という観点から、我々の文化財的価値判断からの、例えばオーセンティシティが失われてしまうようなことも起こってくるのではないかと。何を担保するかといったときに、この四つの要請だけでいいのかなというのがやっぱりどうしてもちょっと引っかかってしまいます。歴史的な文化財の価値とか、どういう表現がいいのか分かりませんが、やっぱり文化財としての価値というのをいかに担保すべきかという判断も含めたほうがよいのではないかと。これは私の個人的なものかもしれませんが、感じます。

【山本調査会長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【高橋伝統文化課長】 今の点は、四つの要請の中に入っている専門的、技術的判断の確保とまたちょっと違うということですか。

【中川委員】 要するに、専門的といっても、文化財の専門性ではなく、例えば景観工学などの専門性からいってこうすべきだという判断もできると思うんですよね。そうすると、四つの要請、ちゃんと守ってはいるけれども、我々から見ると、それは例えばオーセンティシティを失われていますよというふうな事態も起こってくるのではないかと。

【菅野伝統文化課課長補佐】 平成25年のときの報告書を拝見すると、このときもかなり精力的に検討がされていて、実際にはより細かな技術などもあって、この専門的、技術的判断の確保においては、少なくともそれに関しては文化財の行政を進める際に必要なことこの文脈では書かれていますので、文化財以外の専門的、技術的判断の確保ということでは、このときの議論としてはないような感じとは思ってはいるところなんです。

【中川委員】 それはそうなんだろうと思いますけれども、四つの要請ということでこういうふうに使き書きしてしまうといろいろ解釈されてしまう可能性もあるのではないかとということなんです。

【山本調査会長】 レポートそのものの全体がありますので、それを踏まえて実際には制度設計するという前提には立っているとは思いますが、この問題は制度を超える非常に大きな問題もあるんですけれども、その辺は文章的には担保されているんじゃないかと思えますけれども。

じゃあ、西村さん。

【西村委員】 今回の関連なんですけれども、特に建造物なんかだと、どこまで広く文化財をとれるかということと絡むわけですよ。そして、今までだったら自治体に寄贈しようと思っても、維持管理費がかかるからということになかなかとってくれないというようなものを何とか残すためには活用をうまくやって、ちゃんとそこから収益を上げるようにしないといけないというところまで含めて、今、活用のことを考えていると思うんですよ。そうすると、活用の幅がかなり広がってしまう。物によっては、例えばある団体に委託して、そこが経営してもいいんじゃないかというふうに広げていくときに、じゃあ、どこまでそれをやっていいのか、そのときの公共性はどういうふうに使われるのかという議論があって、それがこの四つなのかという話と、それから地域計画みたいなところなのか。そういうものである程度、担保されている中で、文化財のレベルによって活用の幅も変わってくるだろうというようなことが全体として議論の、特に建造物のことを考えると、非常にクリティカルなんです。そこが読み込めるようになっている必要があって、現在議論されている保存活用計画、特に建造物は既にやられているものなので、ある種、今の文化財の枠組みの中なわけですから、ここまでは行かないというか、そこまで大胆なことはやらないわけですよ。大胆なところまで足を少し踏み出そうとしたときに、やはりいろいろなフリクションがあるだろうし、批判も出てくるかもしれない。そのときに地域全体のことを考えると、もちろん、非常に重要な建造物、文化財と登録若しくは登録以前のものとは扱いが違うので、それはこういうふうに使付けて、地域としてこう考えているからここまでやってもいいんだというような議論がやっぱりないと、一個一個の中でやりますと言われても、非常に不安なところがあるわけですよ。ですから、当面の指定文化財の中での建造物の今やられているルーティーンの保存活用計画はいいとして、もうちょっと幅を広げようとしたときには何らかのリージョナルな計画の中でちゃんと裏付けら

れているというのがある程度あった方がいいのかなというのが伺っている印象だということ。

【山本調査会長】 その問題は所管を超えたもっと重要な問題ですよね。ある意味では活用をどういう条件の下でしていくのかというレポート全体を貫くテーマでもあると思いますので、その辺が貫けるような文章の流れにする中で位置付けるということが必要かと思えますけれども。

はい、半田委員。

【半田委員】 ちょっと細かい点ですけど、田辺委員から先ほどお話のありました美術工芸品のワーキンググループの検討については、また別途、資料で整理していただければと思いますけれども、きょうの議論の中で、ワーキングでも個別の保存活用計画についての議論がなされたわけですけども、岩崎委員から御指摘のありました15ページの保存活用計画、基本的には文化財指定一件当たり一計画という話についての議論もありました。美術工芸品については、委員御指摘のように、やはり個別の状態であるとか素材、劣化状態というのが千差万別なわけですから、基本的には1件ごとというのが基本で、所蔵者の立場から言うと、優先順位を付けて、少し時間はかかるかもしれませんが、一点一点丁寧に保存活用計画を作っていくというのが基本だろうという議論になりつつありますので、この文言はちょっとそこと整合性が必要かなと思いました。

それと、その下にある複合指定された文化財の場合は、特に不動産と動産が複合的に指定されている場合においてという点がもうちょっと分かりやすい表現がないかなと。複合指定というのがどういう状態なのかというのが文章ではちょっと分かりにくい感じがするなという印象を受けました。

それから、20ページのその他推進すべき施策の中に博物館等の役割強化を入れていたところについては大変有り難いと思っております。これでまた博物館側もこの計画に協力していくベースを作りやすいのかなと評価させていただいているんですけど、20行目にある県立美術館・博物館や都道府県教育委員会等に、専門職員を配置しと書いていただいているんですが、博物館の現場の立場からすると、県立美術館・博物館か教育委員会か、どっちかに置いてあればいいだろうというように扱われてしまうのではないかという懸念があると思います。なかなか期待に応えられる体制が整っていないという中で、今、せっかく博物館等の役割強化という項目を作っているんで、少なくとも県立美術館・博物館のレベルの施設にはこういう保存修復についての知見を持った職員が常置され

ているという状況が望ましい形だろうと思いますので、ここはあえて都道府県教育委員会等は取っていただきたいと希望を述べさせていただきたいと思います。

それともう1点だけなんですけれども、地域振興、観光振興施策と連携することも必要であるというのはまさしくそのとおりで、これから博物館関係者も真剣に取り組んでいかなくてはいけないと思うんですけれども、その後の、そのためにも学芸員等の専門性を向上させることが重要でありというところの文章と、最後の学芸員等の配置充実が必要であるというところが同じベクトルなんだけど、ちょっと文言が分かれちゃっているというところもあるので、最初のそのためにも後に、例えば博物館の基本機能の充実が不可欠でありとかいう文章の中で学芸員等の配置充実と専門性の向上が重要であるというような流れの文章にさせていただけると、現場の人間も理解しやすいかなと思います。学芸員等の配置充実というのを前にまとめていただき、博物館等の常設展示やガイダンス施設の充実も必要だというところで結んでいただければいいのではないかと。ちょっと細かい話で恐縮ですけど。

【山本調査会長】 具体的にありがとうございました。

そろそろ時間になってまいりましたが、ほかに次回に成案を作るために重要な論点がありましたら、どうぞ。

【鬼頭委員】 民俗文化財も徐々に言葉を加えていただいております。ですけれども、全体的に民俗文化財と無形文化財に関しましては文言とか項目が少ないように感じられますので、もう少し具体的に分かるようにこの中に入れていただけますと、個々の保護とかいろいろなところが努力していただけるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あともう1点なんですけど、市長部局に関する話ですけれども、私の周りにも教育委員会の人間が非常に多いんですが、教育委員会サイドはほとんど反対の意見が多いんですね。それはなぜかという、文化財を守るための基本的な姿勢が市長部局ではできないということがとにかく埋蔵文化財の方では非常に強くあるんですね。埋蔵文化財というのは開発行為と密接に関係してきます。つまり、行政の第1手段として首長が率先的に行わなきゃいけないところにあるわけです。それは都道府県だけでなく市町村も同じなわけで、それも進めなきゃいけないと思うんですけど、文化財条例の中で埋蔵文化財に対する強い在り方をもう少し入れてもいいのかなと思うのです。例えば、周知の文化財というのがありますよね。ですけれども、周知の遺跡でも周知の遺跡と認めない傾向にあるのも現状なんですね。

これはなぜかといいますと、周知の遺跡に認めてしまうと、発掘調査とか遺跡範囲調査を行わなきゃいけないということです。要するに、全ての人が周知の遺跡と思っていても、遺跡範囲地図には表れていないということも見ていと分かります。

それ、なぜ私が言うかということ、学生時代に、昭和40年代に遺跡破壊のニュースがすごく世間で話題になったことがあります。ちょうど高松塚古墳から壁画が出てきて話題を呼んだことで、だんだんと吉野ヶ里とか、そういうところが注目を浴びて保存運動が活発に展開し公園化されていった時期でした。ちょっと私も発掘をやっていたことがあって、削岩機のそばで遺物の収集をしたこともあったわけですけども、そういう時代から比べると現代は非常に表面上は進んでおりますが、やはり周知の遺跡というのがちょっと曖昧なところがあって、これは遺跡とか文化財の発掘とかほかの文化財の広がりとかも大事ですけども、足元を見れば遺物が落ちているというのは一目瞭然なわけですから、そういうところも遺跡にしたがらない市町村とかもあるわけですね。このような現状を見ていると、やはり文化庁の文化財保護の在り方がもう少し上を行く指導を徹底する施策が必要ではないかと思えます。

以上です。

**【山本調査会長】** 重要な御指摘だと思います。ありがとうございます。

はい、どうぞ。

**【亀井委員】** 中央教育審議会の部会の方では、埋蔵文化財の責任者の方も一人おられました。これまで四十数年にわたって、いわゆる原因者負担制とかもろもろがようやく定着してきたと。問題は、最後に保存か壊すか、記録保存含めてやる場合の決定の透明性を確保すればいいのではないかと。非常に危険な部分というのがないと。何だか分からないうちに決定されたというのではなくて、いろいろな議論をして、最終的には記録保存にしたというような形になるともっといいというような意見が出まして、今、言われた埋蔵の方々が心配されるのは、一応、これまでの長い闘いの歴史の中で、全国的にはその辺は払拭されたのではないかという意見でしたね。参考までに申し上げます。

**【山本調査会長】** はい、どうぞ、原委員。

**【原委員】** 次回までをお願いなんですけれども、18ページの地方公共団体の文化財に係る体制の充実ということで、担当職員等の人材確保や資質向上というふうには書いてあるんですけど、地方公共団体の文化財担当職員の役割というものを書き下すことはできませんかね。要は、行政にこれを持って行って見せにいったときに、何をする人なのって

うのを聞かれちゃいそうな気がしまして。もちろん、先ほど言った周知の埋蔵文化財の発掘調査で、試掘が必要なのかどうなのかというのを判断する人ですというのはすごく分かりやすいんですけど、じゃあ、これからの保存・活用のために、都道府県の文化財担当職員に求められる能力というのをちょっと箇条書で簡単に書いていただくと、自治体に、あっ、こういう人が必要なんだというのが訴えられていいのかなと思います。その中で、文化財保護指導委員という制度をどういう部分に利用したらいいのかという部分を、想定でもいいんですけども、示していただくと分かりやすいかなと思いました。

【山本調査会長】 いろいろなところに散りばめられているので、その辺をうまく集約すればできるかもしれない。

いろいろと御議論いただきましてありがとうございました。非常に基本的なフレームの問題から、それを受けとめる場合の概念、言葉の問題、そして個々の問題までいろいろ出されましたので、1週間でやれる宿題かなというのはちょっと不安なんですけれども、予備日も取ってありますので、1週間でできる問題は次週やって、予備日を使えば完成できるかもしれません。ということで、よろしいでしょうか。

じゃあ、次回の予定も含めまして、事務局からよろしく願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 ありがとうございました。

次回の会議ですが、11月14日火曜日午後3時から5時30分までです。場所ですが、隣の金融庁12階の共用第2特別会議室で行いたいと思います。詳細につきましては、追ってメールで御連絡させていただきます。

【山本調査会長】 ありがとうございました。じゃあ、来週、またお会いしましょう。よろしく願いいたします。

— 了 —